

社会福祉法人瑞祥会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞祥会（以下「当法人」という）役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費等の費用弁償については、社会福祉法人瑞祥会旅費規程第7条第2項の定めにより支給することができる。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が、監査を実施した場合

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。